

平成29年度射水市上下水道事業経営委員会議事録（要旨）

日 時：平成30年2月15日（木） 午後1時50分～午後4時10分

場 所：射水市役所布目庁舎 3階301号室

議 事：1 平成29年度上下水道事業予算概要及び決算見込みについて

2 平成30年度上下水道事業予算概要（案）について

【上水道事業に関すること】

【 質 問 】	【 回 答 】
<p>耐震化事業を実施しない場合にはどのような事態が想定されるか。</p>	<p>本市における耐震化とは配水管の更新時に管の継手部分を大規模地震に耐え得るものに取替える事業をいう。耐震化を実施しない場合には、地震によりひずみが原因となる漏水が多発し、断水エリアが広がり、断水期間が長期化すると考えられる。</p>
<p>基幹管路の耐震化率を100%とするにはどのくらいの期間を要するか。</p>	<p>基幹管路（φ300mm以上の配水管等）の耐震化率は平成28年度末で78.8%であり、年約1%程度のペースで進んでいる。非耐震の基幹管路は残り約16.5kmとなったが、大口径の耐震化は多額の費用となる。他事業を含めた全体更新計画に基づき着実に実施していく。</p>
<p>管路は管種により耐用年数は異なるのか。またその耐用年数経過後直ちに更新が必要となるものか。</p>	<p>法令に基づき配水管は全管種40年としている。铸铁管は実例から耐用年数経過後も使用可能となるが、埋設している土地の土質によって異なる。実例の少ない硬質塩化ビニル管とともに漏水状況を考慮して更新している。</p>
<p>鉛製給水管を全更新するまでどのくらいの期間を要するか。</p>	<p>本市においては過去に集中的な鉛製給水管更新事業を実施し、平成28年度末で327件の残存となったが、この中には所有者不明や所有者同意が得られない場合もあり全更新することは困難であると考えている。今後も他工事の付帯工事としての更新に努めていく。</p>
<p>漏水調査委託費が減額となっているが、漏水件数の減によるものか。</p>	<p>当該業務は目視による発見が困難な地下漏水調査である。怠れば直ちに有収率が低下するため、有収率の維持・向上に欠かせない業務である。市全域を6ブロック程度に分けて音聴作業を実施するため、各年度で面積が異なることもあり、費用は増減する。</p>
<p>「いいみずいみず」の製造単価が毎年変動するのはなぜか。</p>	<p>「いいみず いみず」は本市水道水のPRとして製造販売している。製造本数を多くし、製造単価を抑えたいが、賞味期限等を考慮した製造本数となる。災害備蓄用を隔年で製造するため製造単価が増減するが、販売価格は固定させている。</p>

【下水道事業に関すること】

【 質 問 】	【 回 答 】
<p>水洗化率が伸びない要因は何か。</p>	<p>主に高齢者のみの世帯において経済的理由から水洗化されない事例が多い。定期的な訪問により下水道接続促進を図っている。</p>
<p>有収率の向上に向けた不明水対策はどのように実施しているか。</p>	<p>平成 29 年度は太閤山区域において誤接続の調査を 190 件実施し、雨水の流入など 10 件の誤接続を改善した。整備した年度が古い施設は隙間が生じやすく、雨水の流入が多くなる。誤接続調査や計画的な改良により対策を進めていく。</p>
<p>下水道使用量はどのように算定しているか。</p>	<p>水道使用量がそのまま下水道管へ流れるという考え方により、水道使用量と同量としている。ただし、井戸のみの使用者においては、1 人 1 月当たり 6 m³使用として算定し、水道と井戸の併用者においては、水道メータ水量と人数算定水量の年間総量比較により多い方を採用している。また、消雪や庭木への散水など下水道へ流れない水を控除する場合には、当該水量を計量するメータを個人負担で設置し、水量を報告する必要がある。</p>
<p>純利益が見込まれているが、料金値下げできないのか。</p>	<p>公営企業においては、損益の他に施設整備のための資本的収支があり、本市においては毎年 10 億円以上の不足額が生じる。純利益は企業債償還金や後年のための施設整備に充てるべきものとして、この不足額を補てんする財源となっており、事業内に蓄えられるものではない。よって値下げは困難であると考えている。また下水道使用料の場合、総費用の 83%程度が使用料収入で賄われているが、残りは一般会計が負担しており、県内でも下から三番目に低い料金水準である。</p>
<p>今後さらに進む高齢化社会に向け、紙おむつを粉砕するディスポージャーなども開発されているが、射水市での認可はどのような基準か。</p>	<p>ディスポージャーは 2 種類あり、一般的なディスポージャーは粉砕したものをそのまま下水道へ流すものである。一方のディスポージャーシステムは粉砕したものを浄化槽へ入れ、その上澄み部分のみを下水道へ流すものである。本市においてはディスポージャーシステムのみ認可しており、一般的なディスポージャーの認可については最終処理場を運営する富山県との協議が必要となる。</p>